

## ボランティア活動の安全衛生確保について

「全国労働安全衛生コンサルタント会」との打合せの概要

内 閣 府（防災担当）  
防災ボランティア活動検討会（第3回）  
平成17年6月10日

ボランティア活動の安全衛生確保について  
「全国労働安全衛生コンサルタント会」との打合せの概要

平成17年6月10日  
内閣府（災害予防担当）

1. ボランティア活動の安全衛生の確保については、防災ボランティア活動検討会の参加者より、「安全管理に労働安全衛生法担当者の持っている業務の危険性の知見を各地域で生かせないか。専門家にもっと関与してもらうべき。安全や業務の範囲については、当事者のみでなく、外からの冷静な助言が必要（第1回）」、「ボラセンのスタッフが、長時間仕事をしすぎてしまう点については、アドバイザーが必要。センター長並みの権限を持つ、安全衛生管理の専門家が必要（第2回）」等、労働安全衛生の専門家の助言・参画の必要性に関する発言があった。
2. これを踏まえ、内閣府が厚生労働省労働基準局に相談し、「社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会」の協力が得られるのではないかと助言を得た。

「社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会」～ 労働安全衛生法第87条に基づく社団法人。労働安全衛生法に定める試験に合格し、厚生労働省等に登録される労働安全・労働衛生に関する専門家（「労働安全コンサルタント」「労働衛生コンサルタント」）からなる全国で唯一の団体。47都道府県に支部があり、リスクアセスメント等の研修等の実施、情報・資料の提供、調査研究等を行っている。（別添資料参照）

3. 内閣府が「社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会」の事務局長と面談し、趣旨を説明。  
同会事務局長から、  
労働安全衛生のノウハウはボランティアの現場でも活用できると思われる。  
コンサルタントとしての正式な業務は契約が必要だが、ボランティアとしての活動を既にしている会員もあり、ボランティアとしての協力の可能性もありそうである。  
ボランティアとしての協力は「コンサルタント会」としての正式な組織的対応は難しいが、ボランティアとしての協力ニーズを会員に周知することは可能と思われる。  
全国各地に支部があり、各業種の会員がいるので、地域ごとの対応も可能と思われる。なお、協力する場合には、現場を見て判断したいという声が出そうである。  
どのような業種で、どのような立場で、どのような時期・機会に協力が要請されるのかのニーズを把握したい。  
とのことであった。については、内閣府より、 の点についてボランティアの方々のより詳細な意見を聞いたうえで、さらに意見交換を継続していくこととなった。

以上

(参考) 労働安全衛生法 (抄)

## 労働安全衛生法 (抄)

(目的)

第 1 条 この法律は、労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(業務)

第 81 条 労働安全コンサルタントは、労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全の水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。

2 労働衛生コンサルタントは、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。

(労働安全コンサルタント試験)

第 82 条 労働安全コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行なう。

(労働衛生コンサルタント試験)

第 83 条 労働衛生コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行なう。

(登録)

第 84 条 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備える労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとなることができる。

(指定登録機関)

第 85 条の 2 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者 (以下「指定登録機関」という。) に、コンサルタントの登録の実施に関する事務 (前条の規定による登録の取消しに関する事務を除く。以下「登録事務」という。) を行わせることができる。

(義務)

第 86 条 コンサルタントは、コンサルタントの信用を傷つけ、又はコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 コンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。コンサルタントでなくなつた後においても、同様とする。

(日本労働安全衛生コンサルタント会)

第 87 条 コンサルタントは、全国を通じて一の日本労働安全衛生コンサルタント会と称する民法第 34 条の規定による法人を設立することができる。

2 日本労働安全衛生コンサルタント会は、コンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行なうことを目的とする。

3 第 1 項の法人以外の者は、その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会の文字を用いてはならない。

以上

# (社)日本労働安全衛生コンサルタント会とは？

## 本会の概要

社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会は、労働安全衛生法第87条の規定に基づいて、昭和58年4月に創立された社団法人です。

同法81条の規定に定める「労働安全コンサルタント」および「労働衛生コンサルタント」を会員とし、労働安全コンサルタントと労働衛生コンサルタントに関する全国唯一の団体です。

労働安全コンサルタントまたは労働衛生コンサルタントは、同法第82条／第83条に定める労働安全コンサルタント試験／労働衛生コンサルタント試験に合格し、厚生労働大臣または指定登録機関（本会）の登録を受けた労働安全／労働衛生に関する最高レベルの専門家です。

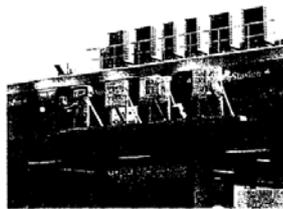
本会は、労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタントの使命と職責を考え、労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタントの品位の保持と資質の向上ならびにその業務の進歩改善に役立てるため、会員の指導および連絡に関する事務を行うことで、労働者の安全衛生水準の向上に寄与することを目的とします。

全国の都道府県に47の支部があり、本会に入会すると自動的に支部の会員となります。



## 沿革

- 昭和47年6月8日 労働安全衛生法公布
- 昭和48年3月24日 労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタント規則公布
- 昭和48年10月14日 第1回労働安全・衛生コンサルタント試験実施
- 昭和49年6月15日 第1回労働安全・衛生コンサルタント登録（労働大臣）
- 昭和55年10月9日 全国労働安全衛生コンサルタント会設立（任意団体）
- 昭和58年4月1日 社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会創立（事務所を三田の安全会館内の(社)日本ボイラ協会内に置く）
- 昭和61年6月11日 事務所を西新宿のサンパレスに移転



平成元年8月23日 事務所を三田の建築会館に移転

平成3年3月11日 支部設置規定制定 支部設置始まる

平成7年10月21日 事務所を三田の三田労働基準協会ビルに移転

平成11年6月12日 最後の富山支部設置 47支部設置完了

平成12年12月26日 労働大臣より「労働安全・労働衛生コンサルタント登録指定機関」の指定を受ける

平成13年3月1日 労働安全・労働衛生コンサルタント登録事務を開始

平成15年11月5日 創立20周年記念式典を開催

平成16年4月1日 生涯研修制度をスタート



# コンサルタントを育て、企業との橋渡しとなる 事業を展開して、労働安全衛生に貢献しています。

## 事業の概要

### ■研修等の実施

生涯研修制度の実施  
労働安全研修／労働衛生研修  
登録時研修  
作業環境測定基礎研修  
局所排気装置基礎研修  
フェールセーフ化ガイドライン講師養成研修  
リスクアセスメント研修  
労働安全衛生マネジメントシステム監査員養成研修  
労働安全衛生マネジメントシステム審査員養成研修  
労働安全コンサルタント試験受験準備講習会  
労働衛生コンサルタント試験受験準備講習会  
安全衛生診断事例発表会

### ■情報・資料の提供

定期刊行物 機関誌「安全衛生コンサルタント」 年4回  
会員配布資料 「安衛コン資料」 年2～3回  
労働安全衛生コンサルタント必携（製造業編）  
労働安全衛生コンサルタント必携（建設業編）  
受験書 労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタント標準試験問題集  
労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタント試験合格への手引き  
その他 安全の指標・労働衛生のしおり・安全衛生改善計画の樹て方等の配布

### ■コンサルタント制度の普及

労働安全衛生コンサルタント制度推進月間（厚生労働省後援）の実施  
優良安全衛生診断事例の募集  
労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタント表示運動の実施

### ■調査研究

会員労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタント活動状況等実態調査（3年に1回）  
安全衛生に関する調査研究  
安全衛生診断手法の開発・改善

### ■登録

労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタントの  
登録・変更・再交付

### ■厚生労働省委託事業

労働災害防止特別安全衛生診断事業



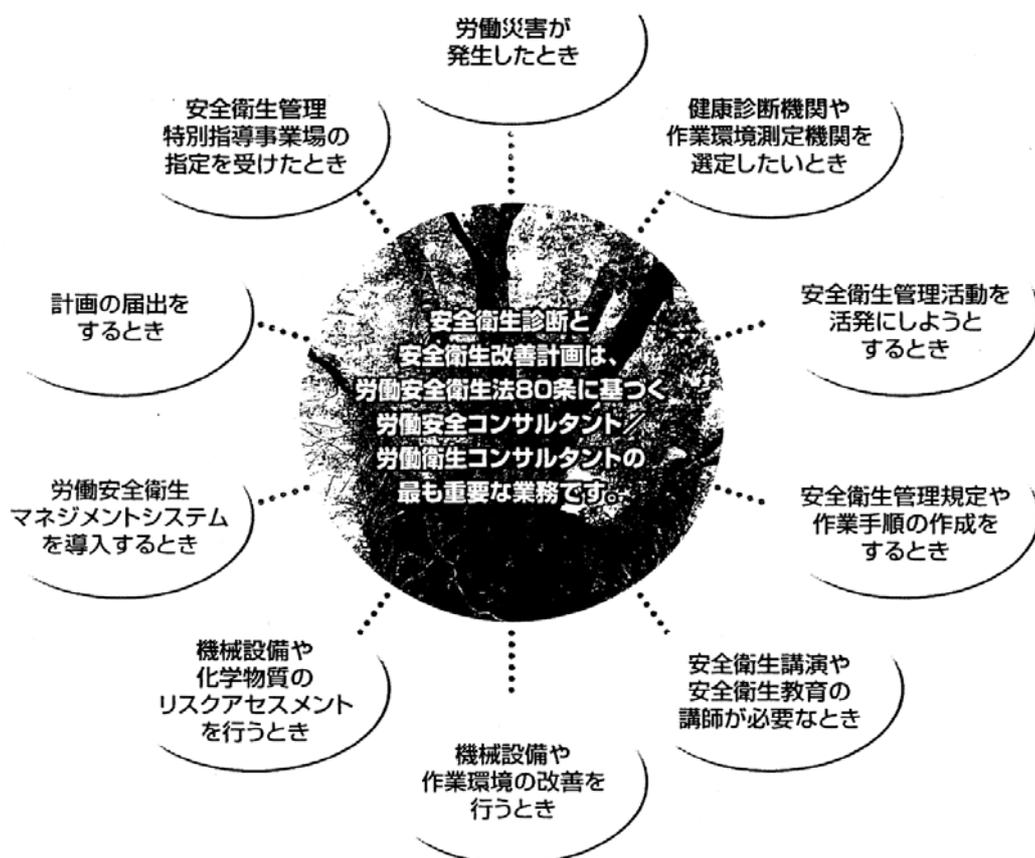
### ■海外技術協力事業

海外派遣コンサルタントの登録と派遣

### ■その他の事業

システム監査員登録制度の実施  
会長表彰の実施  
都道府県産業保健推進センターおよび  
地域産業保健センターへの協力

# このような時に、労働安全コンサルタント／ 労働衛生コンサルタントが活用されます。



## 労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタントの 生涯にわたる自己研鑽を目指した

### 「生涯研修制度」がスタート!

労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタントの業務は、①コンサルタント各自の専門的学識と技術、②コンサルティング能力、③労働安全・労働衛生に対する深い理解と高い倫理意識、等により成り立つものです。このためコンサルタントは、生涯にわたってこれらについて自己学習を行い、自らの資質の向上を図る責務を有しています。

コンサルタントの生涯にわたる自己学習（生涯研修）は、本来、本人の自発的動機により行うべきものですが、本会としては、コンサルタントが生涯研修を容易に、幅広く、かつ、効果的に行うことができるよう「生涯研修センター」を設け、「生涯研修制度」を平成16年4月1日にスタートさせました。

このことにより、本会は、会員自身の自己学習に対する支援体制の整備と、社会に対する説明責任を果たしたいと考えています。

# 組織内の連携が優れた活動を支えます。

## 組織図

